

# 決 定 書

異議申出人  
茨城県北茨城市華川町  
鈴木 雄一郎

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年4月7日付けで提起された令和7年3月23日執行の北茨城市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、北茨城市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

### 本件異議申出の要旨

#### 1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とする決定を求めるものである。

#### 2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、要約すると次のとおりである。

- (1) 本件選挙における令和7年3月17日から22日までに実施された期日前投票において、不可解な投票数が存在した。
- (2) ヨークベニマル中郷店駐車場内期日前投票所の3月22日の投票数が2,061人と公式発表されているが、この数を期日前投票所の開設時間である11時間で割ると、1分間に3.12人、20秒に1.04人を処理したこととなり、受付が1箇所、コンピューター1台であることを踏まえると処理が困難な数値である。
- (3) 当該日に投票を行った有権者からは、「混雑していなかった」「行列もなかった」との証言が寄せられている一方で、データ上では10分間に49人もの来場者を処理したという記録があり、目撃証言と明確に矛盾する。
- (4) 本件選挙における未使用投票用紙の閲覧を行った際に、職員に対して「投票者数」について確認を行ったところ、職員は回答に詰まり、言葉を濁した状態で回

答できず、選挙管理委員会の委員が割って入り確認を遮った対応は、選挙管理体制における説明責任及び北茨城市民への情報提供姿勢として重大な懸念がある。

- (5) 開示された本件選挙に係る期日前投票システムのアクセスログ（以下「アクセスログ」という。）にハッシュ値が付与されていないことは、その信憑性を著しく損なうもので、選挙の公正性に対する深刻な疑念を抱かせるものである。
- (6) アクセスログを検証したところ、投票者数と宣誓書兼請求書（以下「宣誓書」という。）の発行ログの数に不一致が見られたことは、ログ及び集計に対する重大な疑念を抱かせるものであり、制度上の管理体制に深刻な問題がある。
- (7) 開示された投票録を精査すると、印刷により統一された数字と自筆による不統一な数字が混在しており、事務処理の一貫性や公文書としての信頼性に疑問が生じる。
- (8) 令和7年3月21日のヨークベニマル中郷店駐車場内期日前投票所では、投票者数1,497人に対し配置職員が10名、翌22日は投票者数2,061人に対し配置職員がわずか5名であり、明らかに不自然である。
- (9) 以上の点から、本件選挙は、重大かつ看過し得ない手続上・管理上の瑕疵により、その正当性が担保されているとは到底言えず、選挙無効と判断されるべきである。

## 決 定 の 理 由

### 1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものと認め、令和7年5月2日及び6月18日に提出された付加理由書を含めこれを受理し、その内容について慎重に審理した。

### 2 当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと判示されている（最高裁判所昭和61年2月18日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいうものと判示されている（最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

(1) 本件異議申出の理由(1)について

申出人は、令和7年3月17日から同月22日までに実施された期日前投票において、不可解な投票数が存在したと主張するが、本件選挙における全ての期日前投票所で作成された投票録、投票用紙その他使用報告書、その他期日前投票に係る書類を調査したところ、いずれの内容も適正であることが確認されており、当委員会が公表している投票者数に疑念が生じるものはない。したがって、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

(2) 本件異議申出の理由(2)及び(3)について

申出人は、令和7年3月22日のヨークベニマル中郷店駐車場内期日前投票所における投票者数2,061人が、1人当たりの処理時間の観点で困難な数値であると、また、当該期日前投票所において投票を行った有権者から、「混雑していなかった」「行列もなかった」との証言が寄せられているとして、投票者数との矛盾を主張するが、前記(1)のとおり各書類において当該投票者数が適正であることが確認されており、当該日に2,061人が投票したという事実は何ら影響を与えるものではない。

また、当該期日前投票所における投票の受付は、①選挙人から入場券を受け取る、②入場券記載のバーコードをリーダーで読み取る、③システム画面を参照し、選挙人氏名及び選挙権の有無を確認する、④システム上の登録処理を行う、⑤選挙人を隣の係員に引き継ぎ、次の選挙人を呼び込む、という流れとなる。この一連の流れは10秒程度で完了し、選挙人は宣誓書の確認・記載を行う場所へと移動する。このように、期日前投票システムによる照合と宣誓書の確認・記載を分業し、加えて、宣誓書の確認・記載の係員を2名とすることで、混雑の緩和を図っている。これに対し、申出人が算出した1人当たりの処理時間は、宣誓書の確認・記載までが選挙人が1箇所に留まって行われることを前提としていることから、誤った数値である。

なお、令和3年3月21日執行北茨城市議会議員一般選挙における同年3月20日のヨークベニマル中郷店駐車場内期日前投票所の投票者数は2,371人を記録しており、本件選挙における2,061人という数値に何ら不可解な点はなく、現実的な数値である。したがって、本件選挙を無効とする理由とは認められ

ない。

(3) 本件異議申出の理由(4)及び(5)について

申出人からの情報公開請求に基づき、令和7年4月23日及び6月11日に該当文書及び電子データの写しを交付し、同年4月30日及び6月2日に該当文書の閲覧を実施した。この際の当委員会の対応については、選挙の規定に違反することとは直接関係がなく、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

(4) 本件異議申出の理由(6)について

申出人は、アクセスログの数と投票者数の不一致(ヨークベニマル期日前投票所ではアクセスログが2少ない、北部市民サービスセンター期日前投票所ではアクセスログが1多い、北茨城市役所期日前投票所ではアクセスログが7多い)を指摘しているが、宣誓書の実物を調査した結果、投票者数に一致することを確認している。

また、アクセスログについて調査したところ、ログが多い要因としては、投票開始前におけるテスト印刷分10件、宣誓書の再発行2件、宣誓書発行後の取消し1件、少ない要因としてはログが作成されていないものが7件であることが判明した。ログが作成されていない7件については、期日前投票システムにおいて受付記録が残されており、また、宣誓書の実物も確認していることから、あくまでログ生成に関する問題であり、投票者数に何ら影響を与えるものではない。したがって、申出人の主張は根拠に欠けるものであり、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

(5) 本件異議申出の理由(7)について

申出人は、当委員会が公開した本件選挙に係る投票録の記載について、印刷されたものと、手書きのものが混在するとして、事務処理の一貫性及び公文書の信頼性に疑問を生じると主張するが、本件選挙における投票録の記載方法は、期日前投票所では、原則、期日前投票システムによる印刷であるが、移動期日前投票所では手書きの様式としている。また、選挙期日当日の投票所においても、手書きの様式としている。これらの違いは、投票所それぞれの事務環境の違いによって、効率的な事務を行うために使い分けを行っているに過ぎない。したがって、申出人の主張は根拠に欠けるものであり、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

(6) 本件異議申出の理由(8)について

申出人は、令和7年3月21日のヨークベニマル中郷店駐車場内期日前投票所における配置職員の数が10名であるのに対し、翌22日は5名であるとして、期日前投票期間の最終日に投票者数の増加が予測される状況においては、不自然な配置であると主張するが、実際は、3月21日が常時6人体制(交替を入れる

と延べ12人)、22日が7人体制(交替を入れると述べ15人)であり、この点については、当委員会が公開した資料の内容を申出人が誤解している可能性が考えられる。したがって、申出人の主張は根拠に欠けるものであり、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

(7) 本件異議申出の理由(9)について

申出人は、最後に、本件選挙は、重大かつ看過し得ない手続上・管理上の瑕疵により、その正当性が担保されているとは到底言えず、選挙無効と判断されるべきであると結論付けているが、その主張の根拠として挙げられた事項は、いずれも本件選挙と関係のないもの又は憶測に過ぎない具体性を欠いたものであるため、本件選挙を無効とする理由とは認められない。

申出人は、その他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、本件選挙を無効とする申出人の主張にはいずれも理由がなく、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和7年6月24日

北茨城市選挙管理委員会

委員長 高 星 秀 穂

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。